

船舶インシデント調査報告書

令和4年7月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和3年8月27日 17時30分ごろ
発生場所	宮城県塩竈市塩釜漁港 塩釜漁港東防波堤灯台から真方位306° 350m付近 （概位 北緯38° 19.5′ 東経141° 02.9′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{たいてりょう} 大漁丸Ⅱは、漂流中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年9月21日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 大漁丸Ⅱ、5トン未満（長さ5.37m） 210-43146宮城、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力44.10kW、回転数毎 分6,000、4気筒、ボア65mm、使用燃料ガソリン、平成8年 8月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣りを終えて帰港中、燃料油タンク の燃料がなくなり、船外機が停止した。 船長は、漂流中、予備タンクから燃料油タンクに給油を行い、プ ライミングを行った後、何度も船外機の始動を試みましたが、始動できな かったので運航不能と判断し、警察に本インシデント発生の通報を行 い、本船は警察から連絡を受けた海上保安庁の警備救難艇にえい航さ れた。 船長は、出港前に燃料油タンクの燃料が4割ほどの残量であることを 確認していた。 船長は、帰港する前に補給を行えば大丈夫と思い、そのまま出港し たが、帰港後の知人との待ち合わせ予定時刻が迫っていた焦りから、 釣り場での補給を失念したまま帰途に就いていた。 船長は、混入した空気が抜けずに燃料油タンクに給油した燃料が供 給されなかったと本事故後に思った。
分析	本船は、漂流中、船長が船外機を始動する際、プライミングポンプ による空気抜きが十分でなかったことから、船外機の燃料系統に混入 していた空気により燃料油が供給されず、船外機の始動ができなくな

	り、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が漂流中、船長が船外機を始動する際、プライミングポンプによる空気抜きが十分でなかったため、船外機の燃料系統に混入していた空気により燃料油が供給されず、船外機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空になった燃料油タンクに給油を行った後に船外機を始動する際は、取扱説明書に従い、プライミングポンプによる空気抜きを行うこと。 ・燃料は、満タンにしてから出港すること。